

くらしの安心情報

情報ファイル NO.186

平成 30 年 1 月 10 日

美容クリニックで医療脱毛を受けようと思っ
ていますが不安です。利用する際の注意
点を知りたいのですが...

相談内容

【相談者 40代 女性】

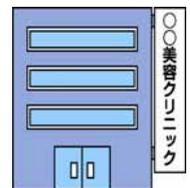
美容クリニックで医療脱毛を受けようと思っ
ていますが、契約に関するトラブルや
施術による危害が発生していると聞
きました。不安なので、医療脱毛を受
ける際に注意すべきことを教えてくだ
さい。

対処方法

特定商取引法に『美容医療』のルールが加わり (1)、要件(2)に該当すれば、特定の美容医療サービスについてもクーリング・オフ(3)等が可能になりました。身近になりつつある美容医療サービスですが、契約や施術によるトラブルを防止するため、美容医療を受ける際には、次のことに注意しましょう。

- ・ クリニックのホームページ等の記載だけで判断せず、情報を収集しましょう。
- ・ 書面等で契約内容を確認し、内容を理解し納得できるまで医師から説明を受けましょう。
- ・ 即日施術や、本来保険適用となる施術に対し高額な施術を強く勧める等、問題のある勧誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう。
- ・ 不安に思ったり、トラブルになった場合には、早目に最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188」へ)

- (1) 改正特定商取引法が施行され(平成 29 年 12 月 1 日)、「特定継続的役務提供」のこれまでの 6 類型(エステティックサービス、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)に、新たに『美容医療サービス』が追加された。
- (2) サービス提供期間が 1 カ月を超え、金額が 5 万円を超える契約で、主務省令で定める方法によるもの(脱毛の場合：光の照射または針を通じて電気を流すことによる方法)。
- (3) 契約書を受取った日から 8 日間は無条件で契約解除ができる制度。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890